

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第20条）
- 第3章 化学物質の管理及び取扱い（第21条－第27条）
- 第4章 危機管理（第28－第32条）
- 第5章 その他（第33条－第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、消防法（昭和23年法律第186号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）その他法令（以下「法令等」という。）及び国立大学法人大分大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年規程第27号。以下「安全衛生管理規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における化学物質の自主的かつ適切な管理を推進し、安全上の危害及び健康障害並びに環境への影響を未然に防止するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「化学物質」とは、薬品（試薬、医薬品及び化学薬品をいう。）及びそれらの混合物（一般の生活に供するもの、感染性を有するもの、放射性物質及び附属病院薬剤部の薬品管理システムで管理されているものを除く。）、高圧ガス（大分大学医学部附属病院医療ガス安全管理委員会細則（平成21年医学部附属病院細則5-1号）第2条に定める医療ガスを除く。）その他法令等により規制を受ける物質をいう。
- (2) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号に規定する部局を掌理する者をいう。
- (4) 「事業場」とは、安全衛生管理規程第3条の2に規定する事業場をいう。
- (5) 「化学物質取扱グループ」とは、部局において、化学物質を用いた教育、研究、検査、測定等を行うことを目的に形成された組織をいう。
- (6) 「化学物質取扱者」とは、法人において化学物質を取り扱う全ての者をいう。
- (7) 「リスクアセスメント」とは、安全衛生管理規程第26条の2に規定する化学物質による災害を未然に防ぐため、当該化学物質の取扱いによる危険性又は有害性の程度を評価することをいう。
- (8) 「リスクアセスメント対象物」とは、安全衛生管理規程第26条の2に規定する通知対象物のことをいう。

第2章 管理体制

（化学物質管理最高責任者）

第3条 法人に、化学物質管理の最終責任を負う者として、化学物質管理最高責任者を置き、学長をもって充てる。

2 化学物質管理最高責任者は、法令等及びこの規程の定めるところに従い、化学物質管理に関し必要な措置を講じなければならない。

(総括化学物質管理責任者)

第4条 法人に、化学物質管理の総括責任者として、総括化学物質管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括化学物質管理責任者は、化学物質管理最高責任者を補佐し、法令等及びこの規程に違反する行為があった場合は、当該業務及びそれに関連する設備の使用の中止を次条に規定する総括化学物質管理者及び第8条に規定する部局化学物質管理者に命ずることができる。

(総括化学物質管理者)

第5条 各事業場に化学物質管理を統括するものとして、総括化学物質管理者を置き、安全衛生管理規程第7条に規定する総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 総括化学物質管理者は、総括化学物質管理責任者を補佐し、法令等及びこの規程に違反する行為があった場合は、当該行為及びそれに関連する設備の使用の中止を第8条に規定する部局化学物質管理者に命ずることができる。

(化学物質管理者)

第6条 各事業場に化学物質の管理に係る技術的事項を管理する者として、安全衛生管理規程第26条の2に規定する化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、総括化学物質管理者を補佐する。

(保護具着用管理責任者)

第7条 各事業場に安全衛生管理規程第26条の3に規定する保護具着用管理責任者を置く。

2 保護具着用管理責任者は、事業場における化学物質に対する保護具の管理者として、総括化学物質管理者を補佐する。

(部局化学物質管理者)

第8条 部局に、部局化学物質管理者を置き、部局長をもって充てる。ただし、教育学部各附属学校は一つの部局として扱い、当該部局における部局化学物質管理者は、附属学校園連携統括長をもって充てる。

2 部局化学物質管理者は、部局における化学物質管理の責任者として、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者と協力し、部局の化学物質管理について、化学物質取扱グループを指揮監督するものとする。

(化学物質取扱責任者)

第9条 化学物質取扱グループに化学物質取扱責任者を置き、当該化学物質取扱グループの責任者をもって充てる。

2 化学物質取扱責任者は、ばく露、盗難、紛失、拡散、漏えい、浸出、流出等に留意して化学物質を適切に管理するとともに、化学物質取扱者に対し適正な指導を行わなければならない。

3 化学物質取扱責任者は、化学物質取扱グループで取り扱う化学物質に対する有効な保護具の選択及び保守管理を行うとともに、化学物質取扱者に対し、適正な保護具の着用に関する指導を行わなければならない。

- 4 化学物質取扱責任者は、化学物質の取扱いについて、別に定める化学物質取扱報告書により、部局化学物質管理者を経て、化学物質管理最高責任者に報告しなければならない。
- 5 化学物質取扱責任者は、化学物質取扱グループ名、化学物質取扱責任者及び次条の化学物質取扱副責任者の変更又は化学物質取扱グループの廃止をしようとする場合は、当該変更又は廃止をしようとする日の30日前までに別に定める化学物質取扱グループ変更・廃止届により、部局化学物質管理者を経て、化学物質管理最高責任者に届け出なければならない。
- 6 化学物質取扱責任者は、保有する化学物質を常に必要最小限にとどめ、不要となった化学物質は適切に廃棄しなければならない。
- 7 化学物質取扱責任者は、その職を辞するときは、化学物質を適切に廃棄し、又は廃棄しない化学物質にあつては、後任の化学物質取扱責任者又は他の化学物質管理グループに引き継がなければならない。

(化学物質取扱副責任者)

第10条 化学物質取扱グループに化学物質取扱副責任者を置くことができ、当該化学物質取扱グループに属する職員のうちから化学物質取扱責任者が指名する。

- 2 化学物質取扱副責任者は、前条に規定する化学物質取扱責任者の業務を補佐する。

(化学物質取扱者)

第11条 化学物質取扱者は、化学物質管理最高責任者、総括化学物質管理責任者、総括化学物質管理者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、部局化学物質管理者その他の関係者が法令等及びこの規程に基づいて講ずる化学物質の取扱い及び化学物質による健康障害防止のための措置に従わなければならない。

(化学物質管理委員会)

第12条 法人における化学物質の適正な使用及び管理に関する事項並びに化学物質の取扱教育に関する事項を審議するため、国立大学法人大分大学化学物質管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第13条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 総括化学物質管理責任者
- (2) 総括化学物質管理者
- (3) 化学物質管理者
- (4) 教育学部、医学部、理工学部、福祉健康科学部、グローバル感染症研究センター、研究マネジメント機構及び医学部附属病院から選出された教授、准教授又は講師 各1人
- (5) 各事業場の産業医
- (6) 総務部長
- (7) 研究推進部長
- (8) 財務部長
- (9) 学生支援部長
- (10) 医学・病院事務部長
- (11) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第14条 前条第4号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第15条 委員会に委員長を置き、総括化学物質管理責任者をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第16条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第17条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について、次の会議にて報告しなければならない。

(代理出席)

第18条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第19条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第20条 委員会の事務は、総務部人事課及び財務部施設企画課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

第3章 化学物質の管理及び取扱い

(化学物質管理システム)

第21条 化学物質取扱責任者は、所有する化学物質を国立大学法人大分大学化学物質管理システム（以下「管理システム」という。）に登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる化学物質は、管理システムへの登録を省略することができる。

(1) 化学物質取扱グループで生成した混合液、廃液等の化学物質

(2) 市販の検査キット、実験キット等に含まれる化学物質（毒劇法に定める毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を除く。）

(3) タンパク質、DNA等の生体高分子（毒素を除く。）

(4) 気体状の化学物質（高圧ガスボンベに充填されているものを除く。）及び寒剤

- (5) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）別表第1に掲げる麻薬及び別表第3に掲げる向精神薬
 - (6) 医学部附属病院で管理されているもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が指定したもの
- 3 管理システムの保守管理は、研究推進部研究推進課で行う。

（化学物質の有害性及び危険性の情報の収集）

第22条 化学物質取扱責任者は、化学物質を購入し、持ち込み、又は譲り受けるときは、安全データシート（以下「SDS」という。）により当該化学物質の有害性及び危険性に関する情報を収集しなければならない。

（化学物質の保管）

- 第23条 化学物質取扱責任者は、地震等の災害、事故等に備えて、保管庫及び容器の転倒防止、落下防止、接触破損防止等の対策を講じなければならない。
- 2 化学物質取扱責任者は、管理システムへの登録状況及び在庫数量を定期的に確認し、照合を行うとともに、使用の見込みのない化学物質については、速やかに廃棄処分又は他の化学物質取扱グループへの引継ぎを行わなければならない。

（化学物質の使用）

- 第24条 化学物質取扱責任者は、化学物質を使用する場合には、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 化学物質の有害性及び危険性について、リスクアセスメント対象物のラベル表示及びSDS等により化学物質取扱者に周知すること。
 - (2) リスクアセスメント対象物を取り扱う場合は、事前にリスクアセスメントを実施し、リスクの程度を見積もること。
 - (3) 前号のリスクアセスメントの実施に伴い、化学物質の有害性又は危険性が高いと判断した場合は、有害性又は危険性が低い化学物質への転換に努めること。
 - (4) 化学物質のばく露及び飛散の防止措置（保護具の着用、局所排気装置等の使用）を講ずるとともに、化学物質を使用する前に、これら防止措置の使用前点検を行うこと。
 - (5) 作業場での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
 - (6) 関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- 2 化学物質取扱者は、化学物質の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。
- (1) 化学物質を使用する前に、SDS等で当該化学物質の危険性、有害性等を理解すること。
 - (2) リスクアセスメント対象物は、リスクアセスメントの結果を確認した上で取り扱うこと。
 - (3) 通風又は換気が不十分な場所では取り扱わないこと。
- 3 化学物質取扱責任者は、他の化学物質取扱グループの化学物質を使用する場合は、前二項に定める事項のほか、使用した当該化学物質の名称及び使用した量を当該化学物質取扱責任者に報告するとともに、適切に返却しなければならない。
- 4 第1項第2号に規定するリスクアセスメントの実施は、次の各号に掲げる時期に行うものとする。
- (1) リスクアセスメント対象物を新規に取り扱うとき。
 - (2) リスクアセスメント対象物の取扱いに係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は作業の方法、手順、取扱量、取扱場所等を変更するとき。
 - (3) リスクアセスメント対象物の取扱いに当たり、過去にリスクアセスメントを実施してい

ないとき。

(4) 前三号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

- 5 化学物質管理最高責任者、総括化学物質管理責任者、総括化学物質管理者、化学物質管理者、保護具着用管理責任者又は部局化学物質管理者は、必要に応じ、化学物質取扱責任者に対し、リスクアセスメント結果の記録の提示を求めることができる。

(化学物質の廃棄)

第25条 化学物質は、法令等に従って廃棄しなければならない。

- 2 化学物質取扱責任者は廃棄する化学物質を実験室内で保管する場合は、ばく露、盗難、紛失、拡散、漏えい、浸出、流出等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 化学物質取扱責任者は、第9条第7項に規定する後任の化学物質取扱責任者に化学物質を引き継ぐことができない場合は、これを廃棄しなければならない。

(毒劇物、毒劇薬、特別管理物質、がん原生物質、変異原生物質の取扱い)

第26条 毒劇物、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める毒薬及び劇薬（以下「毒劇薬」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）に定める特別管理物質、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第577条の2第3項の規定によりがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原生物質」という。）及び変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1）に定める変異原性物質の管理については、当該法令等に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 毒劇物は、盗難、地震等による事件又は事故を防止するため、壁又は床に固定され、施錠できる堅固な専用保管庫に保管しなければならない。
- (2) 毒薬は、施錠できる専用保管庫に保管しなければならない。
- (3) 毒劇薬は、他の化学物質と区別して保管しなければならない。
- (4) 毒劇物及び毒薬の専用保管庫の鍵は、化学物質取扱責任者又は化学物質取扱副責任者が厳重に管理しなければならない。
- (5) 毒劇物の専用保管庫には、外部から明確に識別ができるよう「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない。
- (6) 毒劇物の容器及び被包には、外部から明確に識別ができるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色で「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色で「劇物」の文字をそれぞれ表示しなければならない。
- (7) 毒劇物の容器は、飲食物の容器として通常使用されるものを利用してはならない。
- (8) 毒劇物の保管については、混合又は混触による化学反応等を防ぐため、専用保管庫を別にするなど、保管及び配置について配慮しなければならない。
- (9) 毒劇物及び毒劇薬は、取扱いの都度、品目ごとに受払数量、使用目的及び残量を管理システムに記録し、保管及び使用状況を明らかにしなければならない。ただし、第21条第2項第6号の規定により管理システムへの登録を省略した毒劇物及び毒劇薬は、別に定める毒物及び劇物受払簿に記録し、保管及び使用状況を明らかにしなければならない。
- (10) 化学物質取扱責任者又は化学物質取扱副責任者は、毒劇物及び毒劇薬の保管数量と残数量について、定期的を確認しなければならない。
- (11) 化学物質取扱責任者は、毒劇物及び毒劇薬について、品目ごとに受払数量、使用目的、使用者及び残量が適切に記録されているかを定期的を確認しなければならない。
- (12) 部局化学物質管理者は、毒劇物及び毒劇薬の保管状況の検査を、定期又は随時に行わ

なければならない。

- (13) 総括化学物質管理責任者は、部局化学物質管理者に対し、前号の検査について、結果の提示を求めることができる。
- (14) 特別管理物質を取り扱うときは、1月を超えない期間ごとにその取扱い状況等を別に定める特別管理物質使用記録簿に記録しなければならない。ただし、使用の都度、管理システムに記録する場合はこの限りでない。
- (15) がん原生物質で前号及びエタノール以外のもの又は変異原性物質を取り扱うときは、1年を超えない期間ごとにその取扱い状況等を別に定めるがん原生物質・変異原生物質作業記録簿に記録しなければならない。ただし、使用の都度、管理システムに記録する場合はこの限りでない。
- (16) 前二号で定める記録は化学物質取扱責任者が管理しなければならない。
- (17) 化学物質管理最高責任者、総括化学物質管理責任者、総括化学物質管理者、化学物質管理者又は部局化学物質管理者は必要に応じ、化学物質取扱責任者に対し、第9号、第14号及び第15号で定める記録の提示を求めることができる。

(化学物質取扱教育)

第27条 部局化学物質管理者は、部局の化学物質取扱者を対象に、化学物質の取扱方法及び管理に関する教育を実施しなければならない。ただし、化学物質管理者又は厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を受講した者であって、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有するものが実施する化学物質の取扱方法及び管理に関する教育をもってこれに代えることができる。

第4章 危機管理

(災害傷害保険への加入)

第28条 化学物質取扱者のうち、学部生、大学院生等は、学生教育研究災害傷害保険その他の災害傷害保険（以下「災害傷害保険」という。）に加入しなければならない。

2 部局化学物質管理者は、部局における災害傷害保険の加入状況を把握しなければならない。

(改善命令等)

第29条 総括化学物質管理者は、事業場の安全衛生活動において化学物質に起因する火災、爆発等が生ずるおそれがあると認められるとき、又は化学物質による健康障害若しくは環境汚染が生ずるおそれがあると認められるときは、部局化学物質管理者に対して、化学物質の使用の停止を含む改善措置を命ずることができる。

2 改善措置を命ぜられた部局化学物質管理者は、直ちに改善措置を講じなければならない。この場合において、改善措置に要する費用は、原則として当該部局の負担とする。

3 改善措置を講じた部局化学物質管理者は、化学物質に起因する火災、爆発等が生ずるおそれ又は化学物質による健康障害若しくは環境汚染が生ずるおそれがなくなった時点において、講じた措置を総括化学物質管理者に報告しなければならない。

(緊急時における体制等の整備)

第30条 化学物質取扱責任者は、化学物質に起因する火災、爆発等又は化学物質のばく露、拡散、漏えい、流出等による健康障害若しくは環境汚染が生じることに備えて、緊急時の連絡体制及びその対策を整備し、化学物質取扱グループの化学物質取扱者に周知しなければならない。

(緊急時の措置)

第31条 化学物質取扱者は、化学物質に起因する火災、爆発等又は化学物質のばく露、拡散、漏えい、流出等による健康障害若しくは環境汚染が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに化学物質取扱責任者に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 化学物質取扱者は、化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに化学物質取扱責任者に報告しなければならない。

3 化学物質取扱責任者は、前二項の報告を受けたときは、直ちに部局化学物質管理者に報告しなければならない。

4 部局化学物質管理者は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、関係機関との連絡調整を行うとともに、発生状況等について、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を経て総括化学物質管理者に報告しなければならない。

5 総括化学物質管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに総括化学物質管理責任者を経て化学物質管理最高責任者に報告しなければならない。

(近隣住民等への対応)

第32条 化学物質管理最高責任者は、化学物質の管理について、近隣住民及び周辺地域の理解を得るための必要な措置を講じなければならない。

第5章 その他

(事務)

第33条 この規程に関する事務は、研究推進部研究推進課で行う。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、化学物質の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学毒物及び劇物管理規程（平成16年規程第64号）は、廃止する。